

住宅リフォーム支援事業のお知らせ

豊見城市民が市内の施工業者を利用して、既存住宅のリフォーム工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

◆申請できる人

以下を全て満たすもの

- ・豊見城市に住民登録し、現に居住する者※1
- ・市税等を滞納していない者

※1 空き家の場合、工事完了後に対象住宅（空き家）に居住予定の者も対象となる。

◆対象となる住宅

市内にある住宅で以下のもの

- ・自己所有住宅
- ・借家、共同住宅等（住居専用部分のみ）
- ・1年以上居住者がいない一戸建て住宅（空き家）

◆工事を行う業者について

- ・市内に本社、支店等を有する事業者
- ・市内に事務所を有し、かつ、市に住民登録している個人事業者

◆応募受付について

令和7年6月2日（月）～7月31日（木）までを受付期間とします。

- ・ただし、当該事業は応募枠に限りがあるため応募者多数の際は、8月初旬以降に抽選を行います。
- ・応募枠に達しない場合は、受付期間を延長し予算に達し次第受付を終了とします。

《注意事項》

- ※ 対象住宅は、建築後1年以上経過した住宅に限ります。
- ※ 対象工事は、令和8年2月末までの工事完了とします。
- ※ 既に工事着手又は完了している工事については、本事業の対象外となります。

◆対象となる工事

以下のうち、総工事費が20万円以上のもの

- ・バリアフリー改修工事
- ・省エネ改修工事
- ・空き家改修工事
- ・住宅の耐久性を向上させる改修工事 等
- ・子育て支援改修等工事
- ・テレワークの推進改修等工事

◆補助額

対象工事費の **20%以内**、補助限度額 **20万円以内**



お問い合わせ 豊見城市役所 都市計画課（豊見城市役所3階） ☎850-5332